



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

No.271

2021
Mar.

3

The Kiyuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：

関西障害者定期刊行物協会

編集人：奈良県自閉症協会

支部長&事務局：河村由二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

今年も世界自閉症啓発デーが近づいてきました。

2007年(平成19年)12月18日の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」(World Autism Awareness Day)とすることが決議されました。このとき国連は、加盟国に対し、オーティズム(自閉症)の研究を強化するとともに保健、教育、雇用などの不可欠なサービス提供を拡充するように促し、また全ての人々へ理解と適切な対応をもとめました。毎年4月2日は世界中で「ライト・イット・アップ・ブルー」(LIUB)の自閉症啓発キャンペーンが行われます。LIUBキャンペーンは2010年以降世界各地で急速に浸透しました。エンパイアステートビルディング、エジプトピラミッド、国際宇宙ステーション、東京タワーなど各国有数の建造物やランドマー

クを含む1万カ所以上で実施されています。また1969年アメリカで誕生した子供向け教育番組セサミストリートの中に、2007年「ジュリア」という自閉症の特徴のある女の子をキャラクターとして登場させています。そしてこのジュリアの行動は実に自閉症の特徴をリアルに表現していますが、この背景にはストーリー著者の一人が、自閉症の子どもを実際に持つお母さんであったようです。「みんなちがって、みんないい。」はセサミストリーの仲間達のキャッチフレーズです。みんなと同じように、ジュリアも遊ぶことが大好きですが、少し違った遊び方をすることがあります。でもみんなはそんなジュリアのことが大好きです。日本自閉症協会の世界自閉症啓発デーのポスターやチラシにジュリアが登場していますが、セサミスト

リートから著作権の使用を認められているからなのです。今年、奈良県では郡山城天守台でブルーライトアップが予定されています。奈良県の大和郡山市が世界中のLIUBキャンペーンに繋がっていることをとてもうれしく思います。そのことが大和郡山市広報「つながり」3月15日号NO.1228に掲載されています。つながりは大和郡山市のホームページから閲覧できます。ただ4月2日の郡山城天守台ブルーライトアップはコロナの状況で中止になることもあるようです。

<https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/shiseijoho/koho/kohotsunagari/10/8571.html>

(河村)



Tシャツで繋がろう！ 啓発デーを盛り上げよう！

チャリティ T シャツプロジェクト
ご協力お願い

【3月22日～3月28日】

期間限定販売

一般社団法人日本自閉症協会

事務局長 大岡千恵子

皆様 平素より大変お世話になっております。

この度、JAMMIN 合同会社よりのお

申し出により、当協会のために制作したTシャツの売上の20%(例3500円のTシャツを購入いただくと700円)を当協会へ寄付いただけることになりました。同社は毎週1つの団体とコラボしてチャリティを行っており、これまでに100以上の団体に売り上げを通じて5000万円以上の寄付の実績があります。3月22日からの1週間限定です。

4月2日の世界自閉症啓発デーに

は、是非このTシャツをみんなを着て、繋がり、啓発デーを盛り上げていきたいと思っております。

自閉症とあまり縁のなかった方にもお勧めしやすいデザインです。この機会に是非たくさんの方に知っていただき、繋がっていただきたいと思います。

皆様には、ご購入と情報拡散にご協力いただきたくよろしく願いいたします。また着用されたお写真をSNSでどんどん発信ください。当協

会にもお送りいただければ、当協会でもご紹介していきたいと思えます。よろしくお願いたします。

【販売期間】(1週間限定)

3月22日(月)午前0時より3月28日(日)24時まで

【販売HP】

<https://jammin.co.jp/>

にてのみ販売。

(期間外は別団体の紹介となっておりますのでご注意ください)

販売期間前の問い合わせは事務局 大岡までお願いたします。電話 03-3545-3380



文部科学省よりのパブリックコメント募集について

(介護等体験の施設拡大及び特例に関する施行通知)

文部科学省より教員免許状取得に係る『介護等体験』につきましてパブリックコメントを募集する旨の連絡を頂きました。直接、文部科学省の担当部署までご提出ください。締切りは、3月31日必着です。今回、介護等体験を行える場所として、新たに小中高等学校の特別支援学級を設置する学校又は通級による指導を行う学校が追加されております。詳細は下記URLを御覧いただき、御意見等ございましたら、パブリックコメントの手続きに則ってご意見いただけますと幸いです。

<小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を

改正する省令案等>

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PMMSTDETAIL&id=185001153&Mode=0>
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメント(意見公募手続)の実施について(令和3年3月1日 総合教育政策局教育人材政策課)

この度、文部科学省では、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部改正等を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基き、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等について、パブリック・コメ

ント(意見公募手続)を実施いたします。御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】→【別紙】参照

【2. 意見の提出方法】(1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)(2) 提出期限 令和3年3月31日 必着(3) 宛先住所: 〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室 宛 FAX番号: 03-6734-3742 電子メールアドレス: menkyo@mext.go.jp

(判別のため、件名は【小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策の

ため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等への意見」・氏名・性別・年齢・職業(在学中の場合は「高校生」「大学生」など)・住所・電話番号・意見※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。(1枚1意見、1メール1意見)としてください。以上



奈良県のコロナ関連情報を提供します。

最新情報

○県の広報誌「県民だより奈良」(2021年3月号)

コロナ関連情報について下記の記事を掲載しています。

・1/26 奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料より抜粋
HTML <http://www.pref.nara.jp/57765.htm>

PDF <http://www.pref.nara.jp/secure/243713/kenmin03.pdf>

音声

<http://www.pref.nara.jp/secure/243713/03news.mp3>

・新型コロナウイルス感染症に関連する人権の配慮について

HTML <http://www.pref.nara.jp/secure/243713/03news.mp3>

<p>jp/57775.htm PDF http://www.pref.nara.jp/secure/243713/kenmin12%204.pdf 音 声 http://www.pref.nara.jp/secure/243713/16spot4.mp3 ○ 「発熱外来認定医療機関」について 奈良県では、発熱患者を診察する一般の医療機関を「帰国者・接触者外来（新型コロナウイルス感染の疑いのある方を診察する医療機関）と同様の機能を有する医療機関」として県が認定することで、一般の医療機関が独自の判断でPCR検査や抗原検査を取り扱うことが可能となる制度として、県独自の「発熱外来認定医療機関」という制度を設けています。発熱外来認定医療機関は県内に313カ所あり、うち23カ所が公表されています。 発熱外来認定医療機関は下記ホーム</p>	<p>ページをご覧ください。 奈良県の発熱外来認定医療機関数について（市町村別）↓ http://www.pref.nara.jp/secure/229683/R30303itiran.pdf 発熱外来認定医療機関名簿（県が公表することを希望した医療機関のみ）について↓ http://www.pref.nara.jp/secure/229683/R30304nintei.pdf ○ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関する県の取り組み等の情報を掲載しています。 第3回県・市町村長サミット「コロナワクチン接種に向けた県の取り組み」について↓ <a 44="" 498"="" 641="" 934="" href="http://www.pref.nara.jp/secure/243695/20210215%20サミツ</p> </td> <td data-bbox="> <p>ト資料【HP掲載】.pdf 以下は前回の情報提供時から変更ありません。 ○ 発熱等の症状のある場合の相談や受診の流れについて http://www.pref.nara.jp/secure/226888/02_相談や受診の流れ0515.pdf 1. 発熱等の症状のある方は、まず、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話相談してください。 2. 身近な医療機関がない方、又は聴覚に障害のある方などお電話での相談が難しい方は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話又はFAXで相談してください。 3. 発熱等の症状がない場合でも、感染の不安のある方は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話相談してください。 4. 検査の結果、感染が判明した場合には入院または宿泊療養となりま</p> </p>	
<p>す。 ○ 「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」は下記連絡先です。 （電話番号）0742-27-1132（FAX番号）0742-27-8565 24時間対応（平日・土日祝） 新型コロナ・発熱患者受診相談窓口の詳細は下記ホームページをご覧ください。 http://www.pref.nara.jp/55410.htm#003 聴覚に障害のある方など、お電話での相談が難しい方は下記ホームページの様式を用いて、FAXにてご相談ください。 http://www.pref.nara.jp/secure/228370/0714coronafaxsoudan.pdf ○ 1月26日「第17回奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催 HTML http://www.pref.nara.jp/57574.htm</p>	<p>映像 https://www.youtube.com/watch?v=TU8wbKYqoc 対策本部会議資料 新型コロナウイルス感染症対策1年の振り返りと今後の重点取組 PDF http://www.pref.nara.jp/secure/242199/naracoron17honbu.pdf ○ 県の広報誌「県民だより奈良」（2021年2月号） コロナ関連情報について下記の記事を掲載しています。 ・「新型コロナに向き合う社会福祉施設職員のためのお悩み相談窓口」を開設！ HTML http://www.pref.nara.jp/57328.htm PDF http://www.pref.nara.jp/secure/240456/kenmin12%201.pdf 音 声 http://www.pref.nara.jp/secure/240456/13spot1.mp3</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について ※（R3年3月3日付の厚労省から各都道府県宛ての文書）新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナワクチン」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について」（令和3年2月16日健発0216第1号厚生労働省健康局長通知）において、接種体制の構築に向けた準備の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施に関する手引き（第2.0版）」が示されたところですが、障害者に対し、新型コロナワクチンの円滑な接種が実施されるためには、障害特性に応じた合理的配慮の提供が必要と考えられます。つきましては、下記のとおり、</p>

障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する一例をお示ししますので、各々の障害特性を踏まえ適切な配慮が提供されるよう、衛生部局や障害保健福祉部局等において、引き続き連携を図っていただきますよう御協力をお願いするとともに、本事務連絡の内容を管内市区町村に周知いただくようお願いいたします。なお、障害特性を踏まえた適切な配慮の提供に当たっては、視聴覚障害者情報提供施設等の地域の関係機関と連携を図っていただくよう、重ねてお願いいたします。記 1 障害者に係る相談体制の確保や情報周知について新型コロナワクチンに関する相談体制については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する相談体制の構築について」(令和3年2月17日付け事務連絡)において、自治体における相談体制の構築をお願いしているところですが、

聴覚障害者等については電話により相談することが困難な場合もあることから、コールセンター等の相談窓口では、電話以外にも、FAX やメール等による相談対応についても可能とさせていただきようお願いします。また、知的障害者や発達障害者等に対しては、専門的な用語や抽象的な言葉を用いず、平易な言葉で繰り返し説明する、分かりやすい絵カードや写真等を用いるなどの配慮をお願いします。また、新型コロナワクチンに関する情報周知に関して、視覚障害者については、十分に情報入手することが困難な場合もあることから、視覚障害者が郵送物の選別をするために、内容(「新型コロナウイルスの予防接種のご案内」等)及び発信元(自治体名等)を点字や拡大文字での表記を検討するようお願いします。これ以外にも、自治体のホームページ等において、視覚障害

者向けテキストデータや、聴覚障害者向け字幕映像の提供等についても検討をお願いします。2 接種時等における合理的配慮等について新型コロナワクチンの接種を実施する医療機関や市区町村が設ける会場等においては、介助者や家族に対して丁寧な説明を行うとともに、可能な限り、聴覚障害者等向けにコミュニケーションボード等による案内・視覚障害者等向けに放送や音声による案内・知的障害者や発達障害者等に対する分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な説明等の障害特性を考慮した対応をお願いします。加えて、障害者が新型コロナワクチンの接種を受けるに当たっては、接種会場において、公的な福祉サービスによる支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、遠隔手話サービスを含めた意思疎通支援事業等)

が円滑・柔軟に受けられるよう配慮をお願いします。<参考>「医療機関における障害者への合理的配慮事例集」
(平成29年度障害者総合福祉推進事業)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000331883.pdf>



令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等についてパブリックコメントが募集されました。

奈良県自閉症協会のメーリングリストに加わっておられる方にはお知らせしましたので、パブリックコメントに応募された方もいらっしゃるかもしれませんが、日本自閉症協会の役員メーリングリストで静岡の津田さんが情報発信しておられましたので、以下奈良県自閉症協会でも参考にさせていただきたいと思えます。(河村)

以下メールと要望文…みなさま
現在、放課後等デイサービスを利用している児童の9割くらいは知的障害や自閉症スペクトラムの特性を持っているように思います。知的障害については、軽度の方の利用も増えています。この方々も自閉症ス

ペクトラムの特性を持った方が多いと感じています。このように、現場では、自閉症スペクトラムや知的障害について専門性の高い職員を必要としています。一方、自閉症スペクトラムや重度の知的障害の人の支援に関して公的に認められている専門的な資格はありません。そして、福祉の現場で働く人について、厚生労働省は有資格者を評価する動きを年々強めてきており、今回は放課後等デイサービスについても、公的な資格を取得している人を評価するよう、また一歩進めようとしています。しかし、今回の放課後等デイサービスでも、厚生労働省が評価する資格は、自閉症スペクトラムや知的障害についての専門性ではありません。これまでも2通のメールで、この関係について発信をさせていただきましたが、パブリックコメントの締め切りも近づいてきますので、そ

<p>そろ具体的に提出したいと考え、静岡県自閉症協会として添付のように出したいと考えています。私は該当する事業を行っていますが、事業者の立場は置いておいて、自閉症協会としての視点で作成をいたしました。この問題は、放課後等デイサービスだけの問題ではありません。すべての福祉サービスに関係があります。自閉症スペクトラムや知的障害、そして ADHD も合わせ持つ人が多数いますので、今回の機会に厚労省に強く働きかけをした方がよいと思います。改善するためには多くの方から意見が出されることが有効だと思います。報酬改定の検討は3年に1度です。この機会を逃すとまた、3年間は改定できません。他にも、障害支援区分の問題やグループホームなど、多くの重要な問題があります。当協会で議論が高まらなければ厚労省を動かすことはできないと思いま</p>	<p>す。 すでに、いろいろと動いている方もおられることと思いますが、静岡県自閉症協会として提出する意見を整理しましたので、ご参考にしていただければありがたく思います。 度々、お騒がせし、勝手なお願いで申し訳ありません。よろしく願い申し上げます。 ■パブリックコメントの募集に関する通知 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public ■改定案に関する詳細情報 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html 《以下メール添付の要望書》 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等について 1. 要望 「専門的支援加算」の対象に、「児童</p>	<p>指導員等」を加えることを要望します。 2. 理由 (1) 放課後等デイサービスの現場において必要とされる専門性 放課後等デイサービスは「知的障害」「自閉スペクトラム症」「ADHD」などの特性を持つ児童が利用の多数を占めており、これらの障害特性に対する専門性の高い人材を多く必要としていると考えます。 (2) 今回の改定案で「専門的支援加算」として示された資格 今回「専門的支援加算」として示された資格は次のとおりです。 「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」 「心理指導担当職員」「国リハ資格障害学科履修者」 これらの資格の方は、障害のある方に対するリハビリテーションなどに関する技術を学ばれていますが、(1)</p>
<p>で記載した実際に利用している児童の支援に必要な専門性について多くを学び、経験を積んできているものではなく、現場で必要な専門性についてこれまで認められて経験を積んできた「児童指導員等」よりも高い専門性があると判断することはできないと考えます。 (3) 専門性を認める人材育成の必要性 学校における不登校やいじめなどの問題においても、自閉スペクトラム症の理解と支援は重要なテーマとなっていますが、残念ながらこの特性を持つ児童に対して適切な支援を行うことの専門性を認められる公的な資格はありません。 このような状況の中、「放課後等デイサービス」の事業所においては「児童指導員等」を配置して専門性を高める取り組みが行われ、報酬改定の都度、この位置づけが明確に</p>	<p>なってきました。 (4) 今後に向けて 専門性の高い人材を養成するため、これまで進めてきた「児童指導員等」についてさらに経験を積むことに加えて、研修の受講を進めることも必要です。 「自閉スペクトラム症・重度知的障害支援者養成研修」のような研修事業を新たに開始し、この受講した職員を評価するなどの取り組みの検討が望まれます。なお、現時点では「児童指導員等」を現場において経験を積み学んできた人材として評価いただきますようお願いいたします。 ※以下日時津田明雄さんの署名等省略 以上</p>	<p>世界自閉症啓発デー 2021 イベントについて ※国立特別支援教育総合研究所(NISE)メールマガジン第168号(令和3年3月号)から 毎年4月2日は、国連総会が定めた世界自閉症啓発デーです。本研究所を含む関係団体が組織された日本実行委員会では、自閉症に関する理解を広めることを目的として「世界自閉症啓発デー ONLINE2021 -輝く人・照らす人-」を開催する予定です。今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、動画配信形式で開催します。動画配信の開始日は令和3年4月2日(金)です。 本イベントでは、セサミストリートの体験型オンライン読み聞かせ「ストーリータイム」や、世田谷区が制作した発達障害理解のための啓発動画「ハッタツ凸凹あるある」をご紹介します。また、スポーツが自閉症の方々に与える素敵な力につい</p>

てもお伝えしていきます。

令和3年4月2日(金)には、東京タワーブルーライトアップの点灯式を実施する予定ですが、集客を伴う啓発イベントは実施されません。

これらのイベントの詳細等については、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の公式サイトをご確認ください。

○世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の公式サイトはこちら→

<http://www.worldautismawarenessday.jp>



災害により被災した要援護障害者等への対応について

※厚労省から都道府県あてに出された文書

令和3年栃木県足利市における大規模火災による災害により、貴管内の一部地域において、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されました。別添1及び別添2の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、管内市町村に対して周知を行う等、特段の御配慮をお願いいたします。

●災害により被災した要援護障害者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要援護障害者については、適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市区町村が災害救助法

(昭和22年法律第118号)の適用を受けた場合等にあつては、同内容について管内市区町村に対して周知を行う等、特段の配慮をお願いしません。

記

1. 状況・実態の把握と対応について
災害により被災した市区町村においては、避難所での避難生活が必要となった要援護障害者、避難所に避難していない要援護障害者に対して、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び障害福祉サービス等の円滑な提供について、柔軟な対応をお願いします。
2. 障害者支援施設等における要援護障害者等及び避難者の受入れ
(1) 障害者支援施設等においては、空きスペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過し

て要援護障害者等を受け入れて差し支えありません。

また、障害者支援施設等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号)等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費の対象とします。

なお、障害者支援施設等において、一般の避難者を受け入れる場合も、できる限り要援護障害者等の処遇に支障が生ずることのないよう御留意下さい。

(2) なお、避難先施設は、職員配置、

設備等について、できる限り避難者及び避難先施設の入所者の支援に支障を来さないよう御留意下さい。

特に、やむを得ない事情により避難が長期化する場合、又は避難先施設が被災施設と種別が異なっており、かつ、指定基準を満たすことができない場合は、避難者及び避難先施設の入所者への適切な支援の確保を図るという観点から、避難者本人の意向等を勘案し、被災施設と同種別の他施設への再避難や地域生活への移行等を進めるよう配慮をお願いします。

3. 障害福祉サービス(施設入所支援を除く。)の利用者に係る取扱い
(1) 居宅介護及び重度訪問介護については、避難所等の避難先を居宅とみなしてサービス提供して差し支えありません。

また、屋外の移動が困難な障害者に対する移動支援についても同様に避

難所を居宅とみなすなど、被災地における地域生活支援事業の実施に当たっては、当該市区町村の判断で柔軟なサービス提供をお願いします。
(2) 生活介護等日中活動サービス又は宿泊型自立訓練若しくは共同生活援助については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費等については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費等の対象とします。

また、利用者の利便性を考慮し、開所日・開所時間については、柔軟な

対応をお願いします。

(3) 被災時に短期入所を利用していた者に係る取扱いについては、避難が必要となった者の避難先及び利用定員を超過した場合の受入れなど、前記2の入所施設の取扱いと同様として差し支えありません。

なお、計画していた利用期間の終了に伴い、居宅に戻ることが原則ですが、戻るべき居宅も被災しており、引き続き入所をする必要がある場合には、障害者支援施設等による受入れを基本とし、必要に応じて引き続き短期入所の利用も可能とします。

4. 被災された障害者等に対する補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用について避難所等に避難している障害者等の中には、補装具や日常生活用具が必要となる方も生じると考えられますので、必要な場合には耐用年数等の如何にかかわらず支給・給付して差し

支えありません。

5. 被災された視聴覚障害者等に対する情報・意思疎通支援について被災された視覚障害者や聴覚障害者等に対しては、特に情報・意思疎通支援が何より重要となります。管内被災市区町村における避難状況等を踏まえ、点字や音声、文字等による災害情報等の提供、手話通訳者等の派遣などの情報・意思疎通支援について、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いいたします。

6. 利用者負担の減免について

(1) 被災のため障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援に必要な利用者負担をすることが困難な者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第31条又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5

の11若しくは同法第24条の5に基づき、市区町村又は都道府県の判断により、介護給付費等の支給割合を引き上げ、利用者負担を減免することができます。

(2) 自立支援医療については、平成18年3月31日付け障害保健福祉部長通知(障発0331006号)に基づき、被災した世帯所得勘案対象者の所得状況に応じた所得区分を適用することなど、適宜の方法により世帯所得勘案対象者の負担を軽減することができます。

(3) 補装具費については、平成19年3月27日付け障害保健福祉部長通知(障発第0327004号)に基づき、被災した補装具費支給対象障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況の変化等に応じて補装具費の支給対象とすることや負担上限月額を適用することなど、適宜の方法により補装具費支給

対象障害者等の負担を軽減することができます。

(4) 肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療については、平成19年4月4日付け障害保健福祉部長通知(障発0404002号)に基づき、被災した給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況等に応じて、適宜の方法により給付決定保護者の負担を軽減することができます。

(5) 療養介護医療については、平成19年4月4日付け障害保健福祉部長通知(障発0404003号)に基づき、被災した療養介護医療費支給対象障害者の所得状況等に応じて、適宜の方法により療養介護医療費支給対象障害者の負担を軽減することができます。

7. その他本件に関する疑義照会等については、担当課室まで御連絡をお願いします。 ●災害により被災

した視聴覚障害等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について

被災した視聴覚障害者等については、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況となることから、ボランティア等による支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援の必要性が高くなります。

つきましては、避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を別添のとおり情報提供致しますので、避難所等への周知等をお願い致します。

なお、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合には、特に視聴覚障害者等の状況・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の御配慮をお願い致します。

障害支援区分の見直しについて

静岡の津田さんから日本自閉症協会へ提案された内容を共有させていただきます。(河村)

厚生労働省の報酬改定について、すでに放課後等デイサービスについてお願いをしていますが、加えて障害支援区分の見直しについても要望をさせていただきたく、検討をお願いいたします。今回の報酬改定では、グループホームについては重度の人の報酬を引き上げて、軽度の方を下げるといったような考えがでています。具体的には、支援区分3以下については下げて支援区分4以上を少し充実させるというようなことです。なお、現在の障害支援区分については、身体の障害がある方に比べると自閉症や知的障害の人については、支援の難しさに比べると低くでる傾向に

<p>あります。グループホームにおいては、自閉症や知的障害で自ら動ける方については支援が少なくてもよいとは言えず、自分で外出したり、買い物をしたり、またグループホーム内の行動について、他の人とのトラブルを防止すること、そして言葉ができるからといっても、アドバイスに納得せず、職員が対応に苦慮することもあります。</p> <p>障害支援区分が低くなると、事業所は報酬が低くなり、手厚い職員体制をとりにくくなります。知的に重度で自閉症の特性がある方で支援が難しい方でも、現在の障害支援区分では身体的な障害の方と比べて受け入れた事業所の報酬が低くなる傾向があります。次のアドレスに平成30年10月～令和元年9月の判定の実績を整理したデータが公表されていますので、ご覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/</p>	<p>content/000696254.pdf</p> <p>通常は、聞き取りをした情報をコンピュータに入力して一次判定が行われ、これに医師の意見書がついて、審査会でコンピュータの判定でよいかわれ、見直しが必要かの検討がおこなわれます。審査会においては、調査した方の説明に基づいた情報を見て審査委員が判定を行います。調査員の調査によっては、元のコンピュータの1次判定が低くでもあり、その見直しをしても一つ上げるだけでは足りないこともあります。現在の基準については、どのような状態であれば、区分がいくつになるというようなものが示されていませんので、審査会においても大きく上げることは容易ではありません。また、支援の結果改善した場合に、支援をしていなかった場合の状態を評価することになっていますが、調査員が調査をする段階で、こ</p>	<p>の支援をどの程度しているのか、どう判断すべきかについては難しく、結果として多くの支援をしているからできているということが、軽度であるとの判断につながってしまうこともあり現在の支援区分については見直しが必要であると考えます。</p> <p>要望の案を作成しましたので、ご検討ください。パブリックコメントの締め切りは明日で、時間がない段階での提案で申し訳ありませんがよろしくお願いたします。</p> <p>静岡県自閉症協会 会長 津田明雄 <tuda@nifty.com></p>
---	---	---

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課企画法令係 御中

「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等について」

1. 要望

障害支援区分の判定に関する見直しを要望します。

2. 理由

(1) 障害支援区分は個々人の障害福祉サービス利用に関する報酬を決定する重要な要素の一つとなっていますが、自閉スペクトラム症や知的障害、そして精神障害については支援の難しさに比較して支援区分が低くなる傾向があると感じています。

公表されているデータでも、知的障害や精神障害については、2次判定において引き上げが行われる比率が高くなっており、見直しについて検討する必要があると考えています。

(2) 障害支援区分が低くでた場合、事業所では支援の困難さに比べて報酬が低いこととなり、利用できる事業所を探す上で利用者は不利になり、受け入れる事業所としても少ない報酬で多くの支援を必要とする方を受けるとは経営的にも、運営面でもマイナス要因となります。

(3) 例として、今回の改訂でグループホームにおいては区分3以下の報酬について引き下げられた項目があります。重度を手厚くという考えが現れていると理解していますが、自閉スペクトラム症、知的障害、精神障害などの特性を持ち、言語によるやりとりができると、言葉で伝えれば適切に行動できるのではないかと、納得をしてもらえるのではないかとおぼれてしまうことが少なくありませんが、話せることと、適切に行動できること、納得できることは違いがあり、支援の現場においては支援に多くの時間がかかり、支援者が精神的なストレスを抱えることもあり、障害支援区分の見直しが必要と考えます。

コロナ 対応がせまられている今の時期、自閉症の人たちにいかに対処するかについてのよい情報が、川崎医療福祉大学社会連携センター TEACCH Autism Program チームから Web 上に掲載されています。とても役立つ内容です。ぜひご覧下さい。(河村) (※以下 Web のまえがき) ○不確実な時に自閉症の人を支援すること

ノースカロライナ大学の自閉症支援・研究の専門家であるカラ・ヒューム先生から、日本にひとつの記事が送られてきました。その内容は、ノースカロライナ大学のフランクポーターグラハム児童発達機関の自閉症チーム (Frank Porter Graham Child Development Institute Autism Team) からの発信で、新型ウィルスがいつ収束するのか、はっきりした見通しもなく不

安な思いで生活している ASD の人たちに向けて、そしてその支援にあたっている家族や支援者に向けての心強いメッセージでした。具体的な方略が7つにまとめられて書かれており、とてもわかりやすい記事です。もう少し読みやすい形にできないかな、と思い、そこで、今回、本学社会連携センター TEACCH Autism Program では、職員全員で、その記事を急遽翻訳して大学の HP でも発信することにしました。(この翻訳は日本の TEACCH プログラム研究会の HP でも発信しています。) 拙訳ですし、時間のない中で、できるだけを訳してみました。どうぞ参考してみてください。今回、彼らの動きに触発されて大学としてこうした発信ができることを、本当に誇らしく感じました。これからも自閉症の人たちとその家族を中心に、支援する人たちと共に考える、そうした発信

を続けていきたいと思いました。全文は川崎医療福祉大学のホームページに原文と対訳が掲載されています。ぜひ一度お読みください。

(河村)

<https://w.kawasaki-m.ac.jp/data/6278/topicsDtl/>

《概要と目次》不確実な時に自閉症の人たちを支援すること

カラ・ヒューム, Ph.D., ノースカロライナ大学教育学部 ノースカロライナ大学フランクポーターグラハム自閉症チーム :Victoria Waters, Ann Sam, Jessica Steinbrenner, Yolanda Perkins, Becky Dees, Brianne Tomaszewski, Lindsay Rentschler, Susan Szendrey, Nancy McIntyre, Mary White, Sallie Nowell, & Sam Odom

ちょうど今、我々がコロナウィルス (COVID-19) の蔓延に直面しているこの時代のように、ストレスや不

確実なことが多い時期には、あらゆる子どもたちや若者たちが家族や支援者の皆さんからの支援を必要としています。よくわからない学校の閉鎖、ルーティンの急激な変化、先生や友達とのつながりの喪失、ウィルス感染に絡む不安などに対処することは、全ての人にとっての負担になっていますし、家族や支援者の皆さんは、子どもたちや若者が変化を理解し、それについての感情をなぞっていくときの助けとして重要な役割を担っています。自閉症の人たちは、ニュースを理解し、多くの変化に適応するためには、追加の手助けが必要になるかもしれません。この人たちは、理解すること、コミュニケーションすること、抽象的な言葉の理解の困難さ、同一性の保持、より増えるかもしれない不安や抑うつなどに関連した困難さに直面するかもしれません。これらは、皆、こ

のストレスの多い時にあっては、より悪化する可能性のあるものです。以下の7つのサポート戦略は、こうした不確実な時に自閉症の人たちの個性的なニーズに合うように作られています。さらに、家族や支援者の皆さんたちが、こうした戦略を素早く簡単に実施する助けとなるように、幾つかの例や既成の資料なども含まれています。これらの資料は、年齢や能力にかかわらず、一番意味があるような範囲をモデルとして表して、忙しい家族や支援者の皆さんにとって少ない材料でできるものを示すために、さまざまなスタイル / デザイン / 複雑さを代表するような形でわざと示しています。ですから、一人ひとりの子どもや若者のニーズにぴったり合わせるには、特別な調整や追加が必要だろうと思います。これらの戦略は、ひとつのメニュー、または道具箱として使うように意図

したものです。家族や支援者の皆さんは一度に一つのアイデアを取り上げて、自閉症の子どもや家族のためにどうやったらうまくいくのか、その方法を見つけることができるでしょう。家族や支援者の皆さんは、以前にやったことがある戦略から始めたいと思うかもしれませんが、あるいは、おそらく、最も差し迫ったストレスを生み出している問題に対処するツールを見つけるかもしれません。どのツールが最も役に立ちそうか、ということについての意思決定プロセスには自閉症の人を巻き込んで一緒に行うことを検討してください。

不確実な時に自閉症の人を支援する7つの戦略

1. 理解についてサポートする
2. 表現の機会を提供する
3. 対処と落ち着くためのスキルを優先する

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

4. ルーティンを維持する
5. 新しいルーティンを構築する
6. つながりを育む(離れたところから)
7. 行動の変化に注意する

<p>・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。 ・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。</p>	<p>視覚障害</p>	<p>聴覚障害</p>
<p>安否の確認 被災地域の要援護者を確認</p>	<p>・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。</p>	<p>・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。「(「聞こえない人はいませんか?」など) 手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。「手話できます」「耳マーク」の活用」など)</p>
<p>ニーズの把握 障害特性に応じた支援内容</p>	<p>・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。</p>	<p>・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。</p>
<p>関係者との連携 避難所等における活動</p>	<p>・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ポラントニアを効果的に活用する。</p>	<p>・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、意思疎通支援者(遠隔による実施を含む)、保健師等が連携し、ポラントニアを効果的に活用する。</p>
<p>避難所の説明 トイレや風呂、配給場所など</p>	<p>・ポラントニア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。</p>	<p>・ポラントニアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。</p>
<p>情報の共有 食料・救護物資の配給など</p>	<p>・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「張り紙を見て下さい。』など)</p>	<p>・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。』など)</p>
<p>機材・物品 共用品・消耗品の手配など</p>	<p>・ラジオ ・テレビ(解説放送) ・乾電池(ラジオなど) 等</p>	<p>・テレビ(字幕・手話放送) ・ホワイトボード(設置型、携帯型) ・補聴器用電池 等</p>



～ 自閉症支援を生活のすみずみに ～

自閉症 eサービス

2021年度全国プログラム

&

@大阪・奈良ローカルプログラム

全国共通！【年間パス】申込用紙つき

2021年度の年間パスは、
2021年3月1日から受付開始！
2021年3月1日～4月30日は
早割価格になります。

自閉症 eサービス全国ネット ホームページ

<http://www.jiheishou-e.com/>

2021.2版

このパンフレットの情報は2021年2月現在のものです。各人材育成プログラムは、会場・講師等の都合により、年度途中でも変更・中止になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。最新情報は、自閉症 eサービスホームページでご確認をお願いします。

自閉症 eサービス@大阪・奈良 2021.2版

毎年
4/2は

国連の定めた 世界自閉症啓発デー



※国連が定める啓発デーには、3月21日の「世界ダウン症の日」もあります。

発達障害啓発週間 4月2日～8日

みんなともだち

みんなたいせつ みんなのこせい



123
SESAME STREET

セサミストリートには、多様な個性豊かなキャラクターがたくさん登場します。オレンジ色の髪をした女の子「ジュリア」は、自閉症の特性があるキャラクターです。

応援メッセージを
募集しています

日本各地で啓発イベントが行われます。詳しくは公式サイトへ

世界自閉症啓発デー 日本実行委員会公式サイト
<http://www.worldautismawarenessday.jp/>

啓発デー

#世界自閉症啓発デー



主催

厚生労働省(発達障害情報・支援センター)
一般社団法人日本自閉症協会

共催

文部科学省 国立特別支援教育総合研究所 全日本自閉症支援者協会 日本自閉症スペクトラム学会
日本発達障害ネットワーク 発達障害者支援センター全国連絡協議会 全国情緒障害教育研究会
全国児童発達支援協議会 自閉症児者を家族にもつ医師・歯科医師の会 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

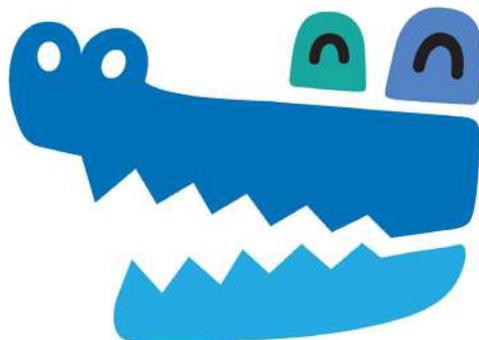
お問い合わせ先

一般社団法人日本自閉症協会

Tel.03-3545-3380 Fax.03-3545-3381

✉ asj@autism.or.jp

みんな違う。だから楽しい。



アスのワニ プロジェクト

仲良しの友だちだって、家族だって、そっくりに見える双子だって、実は「違う」とこだらけ。

人の数だけ考え方や感じ方もそれぞれだから、わかり合えないこともあるけれど

みんな「違う」を認め合えば、きっと、もっと楽しく生きていける。

「アスのワニ プロジェクト」は、「自閉症・発達障害」の理解と啓発を通して

互いを認め合い、多様性が広く受け入れられる豊かな社会の実現をめざしています。

あなたも“明日の輪”に参加しませんか？



Instagram



Facebook



Twitter



NPO法人 岡山県自閉症協会 〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ2F TEL.086-801-4010

啓発デーで着ちゃおう！

チャリティー
Tシャツ
販売開始！

【Web 販売期間】

2021年3月22日(月)から
2021年3月28日(日)まで

期間限定!



Design

気球を描いたデザインで、
気球の中の宇宙は、一人ひとりの
可能性を意味しています。
風が吹くままに、時に鳥達（社会や周
りにいる人）と一緒に自由という大空
を飛んでいく様子を表現しています。
テキストは「As free as the wind
blows（吹く風のように自由に。誰も
が自分らしく生きられる社会）」とい
う言葉を使用しています。

製作



社会をよくしたいと思う人の気持ちを、
少しずつ、たくさん集めて、
ちょっとだけ世界を変えていくチャリティーブランドです。

オリジナルイラスト T シャツ

3,500 円 税込み

700円が募金されます。

Tシャツを着て啓発デーを盛り上げよう!

色違いや子ども用、
Tシャツ以外も
販売しています。
詳しくは Web で!



ご購入はこちらから



<https://jammin.co.jp/>

一般社団法人 日本自閉症協会

厚労省を通じ、内閣府が「ネット・スマホのある時代の子育て～保護者が正しく知っておきたい4つの大切なポイント（児童・生徒編）～」を作成したとの連絡がありました。少年の犯罪被害増加傾向を踏まえ、内閣府において 関係省庁と連携し作成。主として小学校高学年から中学校の児童・生徒の保護者に向けた リーフレットとのことです。○電子データ掲載先内閣府ホームページ「普及啓発リーフレット集」

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_use/leaflet.html

（リーフレット内容問い合わせ先）

内閣府政策統括官（政策調整担当）付青少年環境整備担当 03 5253 2111（内線 38259）

岡山県自閉症協会からのメール情報です。

「アスのワニプロジェクト」の取り組みがweb ユーチューブ等に掲載されていますぜひご覧ください。

（河村）

いつも大変お世話になっています。岡山県自閉症協会 石原です。1月中旬にメールで拡散を皆様にお願ひしていました「アスのワニプロジェクト」の啓発動画用のワニの絵も短い募集期間にも関わらず海外も含め全国から588作品とたくさんの応募をいただきました

た。ご協力感謝いたします。啓発動画も完成し、先ほど3/18（木）0:00にYouTubeの公式チャンネルより公開しました。下記URLより視聴できますので、ぜひご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=iR-YIfyCi-Y>

また、添付の動画完成のお知らせポスターを使ってお知り合いの方々に広報いただけましたら幸いです。よろしく願いいたします。

岡山県自閉症協会 石原秀郎

2月21日に発生した栃木県足利市での火災について被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。空気も乾燥していることから引き続きお大事にお過ごしください。これに関して厚労省より、日本自閉症協会に連絡がきております。足利市に災害救助法が適用されたことを受け、以下の事務連絡を栃木県宛てに発出したとのことです。

- ①災害により被災した要援護障害者等への対応について
- ②避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について



令和3年度 発達障害支援の地域連携に係る全国合同会議の動画及び資料掲載について

※厚生労働省より情報提供

例年2月頃に、当省と文部科学省が合同で開催している標記会議について、今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、会議内容を事前に撮影し、撮影した動画を厚生労働省のYouTubeチャンネルに掲載することといたしました。

今般省YouTubeチャンネルへの掲載と国立障害者リハビリテーションセンターにある発達障害情報・支援センターのホームページに資料及び動画へのリンクを掲載いたしました。

<厚生労働省 YouTube チャンネル>

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWh-X3TYWmDKls-8y_2P5BQ

<発達障害情報・支援センター>

<http://www.rehab.go.jp/ddis/data/national/region/>

教育と福祉の地域連携にかかる好事例について発表いただいております。 以上

会計より・・・令和3年度会費納入のお願い

皆様、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、今まで経験のない日常生活の制限が色々あり、変化に弱い我が子たちには、非常にづらい日々が一年も続きましたね。今年も年度末の締めくくりの活動も制限された中で、次年度の活動に向けて動き出さないといけないことには、なれません。

さて、毎年早期の会費納入に協力いただき感謝しております。会費は会の活動の原資です。ご承知のとおり、東京本部への送金（「いとしご」の配布・負担金など）を、年度初（4/1）の在籍会員数で前払いする規定となっております。どうぞ、上記のこと等をご賢察・ご理解頂き、5月末までの会費納入にご協力のほど、よろしくお願い致します。

会費・納入先は下記のとおりです。

(会費)	名義：特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会
①個人正会員 ￥6000.-	②南都銀行郡山支店 口座番号：普通預金 1068978 名義：奈良県自閉症協会 代表者 河村舟二
②賛助会員 個人￥3000.- 法人￥10000.- (振込先)	
①ゆうちょ銀行 口座番号：00980-0-225697	

振込手数料も上がっています。ご都合の良い口座に、振り込みをお願いいたします。

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定 価：100円